



特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する 学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 —審議のまとめ—

元足利大学教授 池 守 滋

1. 審議の経緯

令和3年1月の中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（以下「令和3年答申」とする）及び規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）において、特定分野に特異な才能のある児童生徒（以下「特異な才能のある児童生徒」とする）に対しての指導や支援の在り方等について専門的な検討を行うことが求められた。令和3年答申において、我が国では、これまでスポーツや文化などの分野で学校外において特異な才能を伸長するシステムが作られてきているが、特異な才能のある児童生徒に対する教育に関しては、学校において特異な才能をどのように定義し、見だし、その能力を伸長していくのかという議論はこれまで十分に行われていない状況にあると指摘された。さらに、学校においては、特異な才能のある児童生徒も含め、「個別最適な学び」を通じて個々の資質・能力を育成するとともに、「協働的な学び」という視点も重視し、児童生徒同士がお互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す教育が重要であるとした。具体的には、ICTも有効に活用しつつ、学習意欲を喚起するとともに、知的好奇心を高める発展的な学習を充実していくことや、STEAM教育など、教科等横断で実社会と関わるプロジェクト

型の学びが有効に機能するのではないかと提言した。また、特異な才能のある児童生徒の能力を伸ばしていくには、大学や民間団体等が担う役割が大きいと考えられ、このような学校外での学びへ児童生徒をつないでいくことや、学校においてその学習を生かし自他ともに学び合い成長する機会を設けること、学校における評価について整理を進めていくこと等が必要であると提言した。

これを受け、令和3年6月より文部科学省初等中等教育局長の下に、「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」とする）が設置され、延べ14回の議論を重ね、令和4年9月に審議のまとめ「多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として」を公表した。

2. 特定分野に特異な才能のある児童生徒とは

特異な才能に関する教育は、諸外国で先行的に取り組まれているが、才能に関する定義としては統一したものはない。よく言われるIQ（知能指数）などによるものでなく、大綱的な定義としている国が多い。例えば、アメリカ、イギリス、韓国などでは、「知能、創造性、芸術、リーダーシップ、特定の学問分野の能力いずれかの特性が並外れて優れた者」と規定している。

有識者会議では、「特異な才能」の領域は、学問、芸術、スポーツなどや、学問分野よりも

狭い特定のテーマの場合もあり、特異な才能の程度については、非常に高いIQで示されるような極めて突出した才能に限られるわけではなく、様々な程度が想定されるものであるとした。つまり、知能テストなどのような、何らかの特定の基準や数値によって才能を定義し、定義に当てはまる児童生徒のみを「特異な才能のある児童生徒」と取り扱うことは行わないとした。これは、特異な才能のある児童生徒の抱える困難を丁寧に把握し、それぞれの環境や条件に応じて、それぞれの児童生徒に適した対応を柔軟に講じることが必要であるためである。一方、この点に関しては、「審議のまとめ（素案）」に対する意見募集や関係団体のヒアリングの中で、何らかの特定の基準や数値を設けることで「特異な才能のある児童生徒」の対象を明確にすべきとの意見も寄せられた。

また、近年よく用いられる「ギフテッド（gifted）」という用語については、一般には「平均より著しく高い知的能力」とされている。アメリカ教育省では「同世代の子どもと比較して、突出した知性と精神性を兼ね備えた子供」としている。ギフテッドには様々な定義があり、対象となる児童生徒のイメージが論者によって異なるため、有識者会議では用いないとされた。

なお、有識者会議では、「優れた才能を社会に生かすように」という社会目線の目的ではなく、「誰もが才能に相応しい学びの機会を得られるように」という個人の立場に立った目的を設定した上で議論された。

3. アンケートから見た状況

有識者会議の審議に関連して実施されたウェブアンケートや教育委員会アンケートから、いくつかを紹介する。なお、アンケートでは、「特異な才能のある児童生徒」とは、「同年齢の児童生徒の中で、知能や創造性、芸術、運動、特定の学問の能力（教科ごとの学力等）等に

いて一定以上の能力を示す者」とした。また、特異な才能と学習困難とを併せ有する児童生徒（いわゆる2Eの児童生徒）等も含むとした。（2E：twice-exceptional、ここでは、特異な才能と学習困難を併せ有する児童生徒のこと）

学校における各教科の区分に関しては、言語、数理、科学、芸術、音楽、運動等、様々な領域に高い能力がみられ、小学生にして大学レベルの数学にも理解を示す事例や、7歳で自然科学系の研究を大学において課外で行っている事例などが報告された。また、政治・安全保障や地球温暖化などの社会問題に幼いうちから強い興味・関心を有した事例や、映画や本の内容を完全に暗記するといった事例のように、特定の事柄への強い関心や、創造性や集中力、記憶力などに特性がみられることが報告された。

学校生活に関する状況では、特異な才能のある児童生徒は、言語能力や思考力など知的な側面が年齢に比べて著しく発達しているため、同級生との会話や友人関係の構築に困難を抱える場合があると報告された。また、教師に対し、授業の進め方や自分への関わり方をめぐって疑問を抱く場合もある。他方で、知的な側面の発達と異なり、精神的な側面では年齢相応の発達であったり、発達の遅れが見られたりする場合もあり、自分の感情を抑えることができず、集団の中で、トラブルが起きたり孤立したりする場合があるなどが報告された。

教師、学校、教育委員会の状況では、指導や関わり方の工夫、発達の特性に起因する学習上の困難への支援、学校内の環境整備、学校外の学びの場の提供などの支援によって、特異な才能のある児童生徒が困難を克服し、充実した学校生活を送っている事例が報告された。

学校外における学びの場の状況では、学校では、基本的に学級を単位として同学年の複数の児童生徒が集まって授業が展開され、学校生活を送られるため、特異な才能のある児童生徒に

としては、授業で指導を受ける学習内容では充実感を得られないことや、学校生活に困難を生じていることがあり、場合によっては不登校になる場合もあることが報告された。こうした場合には、学校内だけでなく、学校外に、個人の特性や興味・関心にあった学習や生活の場が提供されることが重要であることから、学校外の学びの場として、教育支援センターや博物館、大学の研究所、民間の学習の場、コンクールやジュニア数学オリンピックなどの催し等が具体例としてあげられた。

4. 早修と拡充

才能教育は、既存の教育プログラムを通常よりも速く、あるいは早期に履修させる「早修」と、通常カリキュラムよりも体系的で深化した幅広い内容の学習を行う「拡充」に大別される。また、早修は飛び級や早期入学など、本来の学年よりも上位の学年・学校に早く在籍する「完全早修」と、本来の学年に留まりながら上位の学年・学校の科目を履修する「部分早修」に分けられる。

早修は、暦年齢に捉われない履修を行うことで、自分が既に理解していることを学ばなければならないことに伴う不適応やストレスを回避することができ、さらに児童生徒の達成水準を高度化することができるほか、授業料等児童生徒側の経済的負担が軽くなるというメリットがある。一方で、同年齢の学級集団とのつながりが切れてしまうことや、特に飛び級や飛び入学などの「完全早修」の場合には、学習内容の体系性が損なわれることなどのデメリットも指摘された。有識者会議では、義務教育段階での飛び級などの「完全早修」を行うことは慎重に検討するとした。

拡充は、より広く深い学習を行い応用的な能力を豊かに伸ばせることや、学習内容を飛ばさないために未習の内容が発生しないこと、一部

の例外的な才能のある児童生徒だけではなく多数の児童生徒に対応できることなどのメリットがある。一方で、才能の認定や教材の開発、専門の教師の確保などにコストと時間がかかり、公的教育費の増大を招きがちであるというデメリットも指摘された。

なお、才能教育のプログラムについては、何らかの明確な基準で才能を見いだして選抜した一部の児童生徒を対象とする「狭義の才能教育」と、才能の見いだしは行わず、原則全ての児童生徒が対象となりうる「広義の才能教育」に分類することもある。

我が国の公教育においては、ナショナルミニマムとしての全国的な教育水準の確保の視点が強く要請されてきたため、障害のある児童生徒や不登校児童生徒の支援など、個人個人が有する困難を克服することに力が置かれてきた。今後は、全ての子供たちの可能性を引き出す取組を進める中で、とりわけ特異な才能のある児童生徒の才能を伸長するという観点で、指導・支援の充実に向けた環境整備を学校内外において図っていく必要がある。そのため、特異な才能のある児童生徒に対する社会的な理解を深め、一人一人の児童生徒の将来的な自立や社会参加を見据えたきめ細かな支援を行うことが、当該児童生徒の充実した学校生活や豊かな人生の実現に結び付くことはもとより、その社会参画を通じて、我が国の社会全体を豊かなものとする上でも大切であることから、国民的な合意形成を図ることも併せて重要であるとした。

5. 指導・支援のあるべき姿

特異な才能のある児童生徒を含む全ての子供たちが、自らの理解の程度や知的好奇心に応じ、主体的に学習を調整しながら、積極的に学習に取り組むようになり、お互いに特性やよさを認め合い、自らの存在感も実感しながら、安心感、充実感を持って学校生活を送ることがで

きるようになるため、有識者会議では次の三つを特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援のあるべき姿として想定した。

① 教室や学校では、特異な才能のある児童生徒の特性や必要な支援について教師の理解が進み、児童生徒や保護者との適切なコミュニケーションの下、一人一台端末も活用しつつ、学習内容の習熟の程度に応じた自由度の高い学習も取り入れ、かつ子供たちがお互いに高め合う学習活動が行われており、個別最適な学びと協働的な学びが一体的に充実している。さらに、担任をはじめとした教諭等はもちろん、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと必要に応じてすぐに相談できる体制が校内で整備されている。

② 学校外の学びでは、大学や民間事業者、非営利法人、教育支援センターなどが、学校や教育委員会と連携し、特異な才能のある児童生徒の才能や特性等に応じた多様な学びの機会を提供している。

③ 周辺理解等では、教職員は特異な才能のある児童生徒の特性の理解や多様性・包括性を重視した教育環境に対する理解が進み、多様な子供たちの相互理解も進んでいる。加えて家庭や地域社会など特異な才能のある児童生徒を取り巻く関係者からも、学校の取組に対する理解と協力を得ている。

6. 今後取り組むべき具体的施策とまとめ

有識者会議では、今後取り組む具体的な施策として、以下の5つに整理した。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進② 多様な学習の場の充実等③ 特性等を把握する際のサポート④ 学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供⑤ 実証研究を通じた実践事例の蓄積 |
|--|

これらの施策にはそれぞれできるものから取り組み、施策間における成果の往還を図ることで、全体としての施策の質的向上に総合的に取り組むことが求められるとした。

有識者会議で重ねてきた議論は、児童生徒を特定の基準で選抜し特別なプログラム等を提供することを指すものではなく、審議のまとめのタイトルに示したように、特異な才能のある児童生徒を含む全ての子供たちが多様性を認め合い、高め合える個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として指導・支援の在り方を考えていくことを基本的な考え方としている。こうした基本的な考え方の下、特異な才能のある児童生徒についても、その才能や特性ゆえに学校で著しい困難を抱えている場合に、その困難に着目し、その様子と周囲の環境との相互作用を考慮しながら、困難を解消するとともに才能を伸ばしていくことを目指すこととした。

また、特異な才能のある児童生徒の指導・支援については、現在でも多忙な状況にある学校や教師の更なる負担のみによって実現されるべきものではない。このため、有識者会議では、ICTの活用や様々な学校外の機関との連携をはじめ、特異な才能のある児童生徒の指導・支援に学校や教師が悩んでいる場合などに学校や教師の取組のサポートにつながっていくような具体的な取組を提言した。

有識者会議での考え方について、国の丁寧な説明を通じて国民の共通理解を図った上で、国、教育委員会、学校、民間事業者、保護者、地域社会といった、特異な才能のある児童生徒に関わる全ての主体が、連携してそれぞれの役割を果たし、具体的な取組が着実に進んでいくことを期待するとまとめている。